6　福祉・介護職員処遇改善加算

注　別に厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定医療型障害児入所施設（国が行う場合を除く。７において同じ。）が、障害児に対し、指定入所支援を行った場合には、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあっては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

イ　福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅰ)　１から５までにより算定した単位数の1000分の14に相当する単位数

ロ　福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅱ)　イにより算定した単位数の100分の90に相当する単位数

ハ　福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅲ)　イにより算定した単位数の100分の80に相当する単位数

7　福祉・介護職員処遇改善特別加算

注　別に厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職員を中心とした従業者の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定医療型障害児入所施設が、障害児に対し、指定入所支援を行った場合にあっては、１から５までにより算定した単位数の1000分の５に相当する単位数を加算する。ただし、６の福祉・介護職員処遇改善加算を算定している場合にあっては、算定しない。

○厚生労働省告示第五十四号

障害者自立支援法（平成十七年法律第百二十三号）第五十一条の十四第三項の規定に基づき、障害者自立支援法に基づく指定地域相談支援に要する費用の額の算定に関する基準を次のように定め、平成二十四年四月一日から適用する。

平成二十四年三月十四日　厚生労働大臣　小宮山洋子

障害者自立支援法に基づく指定地域相談支援に要する費用の額の算定に関する基準

一　障害者自立支援法（平成十七年法律第百二十三号。以下「法」という。）第五十一条の十四第三項の規定に基づき、指定地域相談支援（同条第一項に規定する指定地域相談支援をいう。以下同じ。）に要する費用の額は、別表地域相談支援給付費単位数表により算定する単位数に別に厚生労働大臣が定める一単位の単価を乗じて算定するものとする。

二　前号の規定により指定地域相談支援に要する費用の額を算定した場合において、その額に一円未満の端数があるときは、その端数金額は切り捨てて算定するものとする。

別表

地域相談支援給付費単位数表

第１　地域移行支援

１　地域移行支援サービス費　2,300単位

注１　地域移行支援サービス費は、指定地域移行支援事業者（障害者自立支援法に基づく指定地域相談支援の事業の人員及び運営に関する基準（平成24年厚生労働省令第27号。以下「指定基準」という。）第２条第３項に規定する指定地域移行支援事業者をいう。以下同じ。）が、地域相談支援給付決定障害者（法第５条第22項に規定する地域相談支援給付決定障害者をいう。以下同じ。）に対して指定地域移行支援（指定基準第１条第９号に規定する指定地域移行支援をいう。以下同じ。）を行った場合に、１月につき所定単位数を算定する。

２　指定地域移行支援事業者が、指定基準第20条に定める基準を満たさないで、又は利用者との対面による支援（指定基準第21条第２項の規定による利用者との対面による支援をいう。以下同じ。）を１月に２日以上行わないで指定地域移行支援を行った場合には、所定単位数を算定しない。

３　別に厚生労働大臣が定める地域の精神科病院（法第５条第19項に規定する精神科病院をいう。以下同じ。）又は障害者支援施設、のぞみの園（独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園法（平成14年法律第167号）第11条第１号の規定により独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園が設置する施設をいう。）、法第５条第１項若しくは第６項の厚生労働省令で定める施設（以下「障害者支援施設等」という。）に入院又は入所している地域相談支援給付決定障害者に対して、指定地域移行支援を行った場合（注２に定める場合を除く。）に、特別地域加算として、１回につき所定単位数の100分の15に相当する単位数を所定単位数に加算する。

２　集中支援加算　500単位

注　指定地域移行支援事業者が、地域相談支援給付決定障害者に対して、利用者との対面による支援を１月に６日以上実施した場合（１の注２に定める場合を除く。）に、１月につき所定単位数を加算する。

ただし、３の退院・退所月加算が算定される月は、加算しない。

３　退院・退所月加算　2,700単位

注　指定地域移行支援事業者が、地域相談支援給付決定障害者の精神科病院又は障害者支援施設等からの退院又は退所日が属する月（翌月に退院又は退所することが確実に見込まれる場合であって、退院又は退所日が翌月の初日等であるときにあっては、退院又は退所日が属する月の前月）に、指定地域移行支援を行った場合（１の注２に定める場合を除く。）に、１月につき所定単位数を加算する。

ただし、当該地域相談支援給付決定障害者が、退院又は退所後に他の社会福祉施設等に入所する場合にあっては、加算しない。

４　障害福祉サービスの体験利用加算　300単位

注　指定地域移行支援事業者が、地域相談支援給付決定障害者に対して、障害福祉サービスの体験的な利用支援（指定基準第22条に規定する障害福祉サービスの体験的な利用支援をいう。以下同じ。）を提供した場合（１の注２に定める場合を除く。）に、15日（障害福祉サービスの体験的な利用支援の提供開始日から90日以内に限る。）を限度として、１日につき所定単位数を加算する。

５　体験宿泊加算

イ　体験宿泊加算(Ⅰ)　300単位

ロ　体験宿泊加算(Ⅱ)　700単位

注１　イについては、指定地域移行支援事業者が、地域相談支援給付決定障害者に対して、体験的な宿泊支援（指定基準第23条第１項に規定する体験的な宿泊支援のうち単身での生活に向けたものをいう。以下同じ。）を提供した場合（１の注２及び注２に定める場合を除く。）に、イ及びロを合計して15日（体験的な宿泊支援の提供開始日から90日以内に限る。）を限度として、１日につき所定単位数を加算する。

２　ロについては、指定地域移行支援事業者が、地域相談支援給付決定障害者に対して、体験的な宿泊支援を提供し、かつ、当該地域相談支援給付決定障害者の心身の状況に応じ、当該地域相談支援給付決定障害者に対して夜間及び深夜の時間帯を通じて必要な見守り等の支援を行った場合（１の注２に定める場合を除く。）に、イ及びロを合計して15日（体験的な宿泊支援の提供開始日から90日以内に限る。）を限度として、１日につき所定単位数を加算する。

第２　地域定着支援

地域定着支援サービス費

イ　体制確保費　300単位

ロ　緊急時支援費　700単位

注１　イについては、指定地域定着支援事業者（指定基準第39条第３項に規定する指定地域定着支援事業者をいう。以下同じ。）が、地域相談支援給付決定障害者に対して、指定地域定着支援（指定基準第１条第10号に規定する指定地域定着支援をいう。以下同じ。）として、常時の連絡体制の確保等（指定基準第43条の規定による常時の連絡体制の確保等をいう。）を行った場合に、１月につき所定単位数を算定する。